



事業者の皆様、ご存じですか？ 「インボイス制度」

～申請受付始まっています～



令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が開始されます。
適格請求書発行事業者(消費税の課税事業者)のみが適格請求書(インボイス)を交付することができます。



動画で学ぼう！



基本から
わかりやすい！



インボイス制度とは？

インボイス制度の基本を分かりやすく解説した動画となっています。



消費税とは？

消費税の基本的なしくみについて解説した動画となっています。

Web-TAX-TV



注目

制度対応には準備が必要だよ。
ご検討はお早目
によりしくお願いします。

インボイス制度対応に向けた準備のポイント

売手としての準備

- 継続的な取引の相手先(買手)に対して、
①登録番号、②適格請求書の様式や交付方法の認識共有など
- 自身が行う取引について適格請求書の記載事項を満たす書類を整備
(請求書、納品書、レシートなど)
- 適格請求書の交付方法(電子インボイスの提供など)を検討
- 必要に応じて、レジや経理・受注システムなどのシステム改修など

買手としての準備

- 継続的な取引の相手先(売手)に対して、
①登録の有無の確認、②適格請求書の様式や受領方法の認識共有など
- 必要に応じて、経理・発注システムなどのシステム改修等
- 適格請求書等保存方式に係る社員研修の実施

